

第3期那須烏山市国民健康保険 保健事業実施計画 (データヘルス計画) (第4期特定健康診査等実施計画) 【令和6年度～令和11年度】

概要版

計画の趣旨

この計画は、「国民健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針」に基づき、被保険者の健康・医療情報を活用してPDCA（P：Plan（計画）、D：Do（実行）、C：Check（評価）、A：Action（改善））サイクルに沿った効果的かつ効率的な保健事業の実施を図るための保健事業実施計画です。

健診結果や医療、介護保険等のデータ分析により被保険者の健康課題を明らかにした上で、課題に応じた保健事業を実施することで、被保険者の健康の保持増進を図ることを目的としています。第2期データヘルス計画（第3期特定健康診査等実施計画）における実施結果等を踏まえ、令和6年度からの保健事業の展開、達成すべき目標やその指標等を定めています。

なお、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第19条の規定に基づく、特定健康診査等実施計画を含めた内容となっています。

計画期間

計画期間は、関係する計画との整合性を踏まえ、令和6（2024）年度から令和11（2029）年度までの6年間とします。

実施体制

那須烏山市国民健康保険における健康課題の分析や計画の策定、保健事業の実施、評価等は、健康増進部門等の関係課や県、保健所、国民健康保険団体連合会等の関係機関の協力を得て、国保主管課が主体となって行います。

国民健康保険には幅広い年代の被保険者が属し、その健康課題もさまざまであることから、後期高齢者医療部門や介護保険部門、生活保護部門（福祉事務所等）等と連携してそれぞれの健康課題を共有し、保健事業を展開します。

また、計画の実効性を高めるために地域の保健医療関係者等と健康課題を共有し、連携強化に努めます。

前期計画の結果

◆計画全体の目標（評価指標：6項目）

評価区分	項目	項目数	項目
a	目標値達成（改善した）	1	・介護保険第1号被保険者要支援・要介護認定率
a*	目標値に達していないが改善傾向	2	・ジェネリック医薬品の普及率 ・特定健診受診率
b	変わらない	1	・健康寿命の延伸
c	悪化している	2	・一人当たりの診療費 ・内臓脂肪症候群の減少率

◆個別保健事業（事業数：21事業 評価指標：19項目）

評価区分	項目	項目数	主な項目
a	目標値達成（改善した）	7	・特定保健指導 ・健康マイレージ 他
a*	目標値に達していないが改善傾向	3	・特定健診受診率 ・フレッシュ健診受診者数 他
b	変わらない	3	・運動習慣化教室 他
c	悪化している	6	・健康相談 他

個別の保健事業の主な戦略・改善案

事業番号1：特定健康診査

特定健康診査の受診率向上のため、医師会との連携を強化し、70歳以上の個別健診の開始に向けた協議を行います。

事業番号2：特定保健指導

ICT活用等を推進し、特定保健指導の機会の拡充を図ります。

事業番号3：糖尿病重症化予防事業

健診結果説明会を強化し、情報提供者・受診勧奨者の減少を図ります。また、ICT活用等を推進し、保健指導の機会の拡充を図ります。

事業番号4：生活習慣病重症化予防事業

健康教室や運動習慣化教室において、各個人の健康づくりの意識を高める取り組みの強化を図ります。

事業番号5：オーラルフレイル対策事業

歯周病検診の実施機会の拡充を図るとともに、オーラルフレイル予防の視点での取り組みの強化を図ります。

その他

データヘルス計画の評価・見直し

(1) 個別の保健事業の見直し

個別の保健事業の評価・見直しは年度毎に行うことを基本として、計画策定時に設定した評価指標に基づき、事業の効果や目標の達成状況を確認します。目標の達成状況が想定に達していない場合は、原因等を検討して、次年度の事業実施や計画の見直しに反映させます。

(2) データヘルス計画全体の評価・見直し

令和8年度に中間評価、計画の最終年度である令和11年度上半期に仮評価を行います。

データヘルス計画の公表・周知

計画は、被保険者や保健医療関係者が容易に知り得るべきものとするのが重要であることから、市のホームページに掲載するなどして公表します。

個人情報の取扱い

健診データやレセプトに関する個人情報は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)に定める要配慮個人情報に該当するため、他の個人情報よりも慎重に取り扱うべきものです。個人情報の取扱いにあたっては、個人情報の保護に関する各種法令・ガイドラインに基づき、庁内等での利用、外部委託業者への業務委託等の各場面で、その保有する個人情報の適切な取扱いが確保されるよう措置を講じます。

那須烏山市 市民課 国保医療グループ
〒321-0692 那須烏山市中央1-1-1
☎ 0287-83-1116 FAX 0287-83-1141
E-mail shimin@city.nasukarasuyama.lg.jp